



JASDAQ

平成 27 年 6 月 25 日

各 位

上場会社名 日本パレットプール株式会社
代表者名 代表取締役社長 有田 栄一
(JASDAQ・コード 4690)
問合せ先 取締役総務部長 涌田 正人
電話 06-6373-3231

内部統制システム基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 25 日開催の取締役会において、内部統制システム基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、改定（追記）箇所につきましては、下線で示しております。

記

内部統制システム基本方針

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、経営の基本方針として「企業理念」と「日本パレットプール行動憲章」を制定し、社会的責任と公共的使命を自覚し、社会倫理と遵法精神を重視する企業風土を目指しています。具体的には、代表取締役がその精神を全社員に継続的に徹底しております。
- (2) 総務部担当役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者に任命して、各部門との連携を図るほか、原則として 3 ヶ月に 1 回コンプライアンス委員会を開催して全社的なコンプライアンス体制の構築、維持、整備、推進にあっております。
- (3) 監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告します。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。
- (4) 当社は、「内部通報規程」を定め、社員が法令違反行為等を知ったときは、直ちに会社に通報しなければならない。また、会社において法令違反行為が行われていることを知りながら、それを黙認してはならないといたしました。併せて、法令違反行為等会社に通報した社員に対する報復行為を禁止いたしております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、稟議規程、文書管理規程に基づき、その保存媒体や職務に応じて適切に保存及び管理を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 内部統制を推進する組織のもとに、リスク管理を統括する部門を置き、「危機管理規程」

等のリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行います。

- (2) 各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部門へ定期的に、リスク管理の状況を報告し連携を図ります。統括する部門は、必要に応じて顧問弁護士事務所等外部の専門家との連携を図り、経営会議において対策を協議いたします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、経営上の重要事項の意思決定並びに取締役の職務の執行状況の監督等を行います。緊急の重要事項が発生した場合には、臨時取締役会を適宜開催いたします。
- (2) 取締役の機能をより強化し、経営効率を向上させること、及び業務執行に関する意思決定の迅速化を図るため、常勤取締役、常勤監査役及び各部長が出席する経営会議を、毎月1回業績集約後に開催して、重要かつ緊急性の高い経営課題について付議し、対応方針を決定いたしております。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助すべき使用人を求めた場合は、監査の職務を補助する使用人を監査室及び他部署から人選するものといたします。当該使用人が兼務する場合は、監査役に係る業務に優先して従事するものといたします。

6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の独立性を確保するため、任命、異動、考課等、人事権に係る事項の決定は事前に常勤監査役に報告し、了承を得るものといたします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 各監査役は当社が開催する取締役会に出席するとともに、常勤監査役は取締役会、経営会議ほか重要な会議にも出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を監視します。
- さらに、監査役は、必要に応じて主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して説明等の報告を求めることができるものとしています。
- (2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるときは、監査役に報告するものとしています。監査役へ報告をした取締役及び使用人に対し、監査役へ報告したことを理由として不利な扱いを行うことを禁止いたします。

8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

以 上